

質問回答

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2022 年 5 月 20 日

「スリランカ国サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト(実施フェーズ)」

(公示日:2022 年 5 月 11 日/調達管理番号:22a00146)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 p.19 SHEP 帰国研修員のためのリフレッシュ研修の実施	企画競争説明書では、SHEP 帰国研修員のためのリフレッシュ研修の実施手法、期間、実施体制の提案が求められています。 過去 2 年間に SHEP 課題別研修に参加した政府職員がその対象となりますが、提案内容を検討するにあたり、同研修でどのような内容の研修を受けたのか把握するため、研修資料を追加で提供いただくことは可能でしょうか？2 年間の内容が同じであれば、直近 1 回分の研修資料で構いません。	研修のパワーポイント資料そのものを現時点で共有することは難しいため、研修のスケジュールを共有し内容をお伝えするようにします。過去の研修の内容は同様の為、昨年実施した研修スケジュールを共有します。 ご希望の方は、JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム (edga1@jica.go.jp) までご連絡ください。
2	コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月) p.7	「イ) 外国籍人材の活用: 途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。」とあります。これまでに外国籍人材活用の制限が緩和されるなど、貴機構は、積極的に外国籍人材の活用を推進する方針と理解しています。 現地在住の外国籍人材を専門家として配置する場合、他の日本人専門家同様、従事期間が細かく分割されてしまい、それがネックとなり、	外国人籍の専門家の活用の計画があり、同じ方について、専門家としてアサインされていない時期に現地傭人として雇用される旨については、TOR を明確にし、妥当性、効率性等をプロポーザルにてご提案いただければ検討致します。

		<p>有能な人材が確保できなかつたり、実際の作業内容に比べて報酬単価が割高になるケースが散見され、現地在住の外国籍人材の活用が進みにくい状況にあります。</p> <p>例えば、専門家としての稼働期間はそれに見合った専門性の高い業務に従事し、それ以外のギャップ期間を現地傭人として途切れなく雇用することは可能でしょうか？その場合、それぞれの期間が重複しないようにし、現地傭人としての従事期間の TOR はそれに見合ったものに設定し(例:現地再委託の監理、日本人専門家の補助業務、通訳など。契約書を分けることも可能。)、現地傭人としての雇用期間は TOR に見合った報酬単価に下げるといった対応をとれば可能でしょうか？</p>	
--	--	---	--

以上